

「障害者週間」をご存じですか？

障害者基本法（第九条第一項）

〔障害者週間〕

国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。

12月3日～9日は「障害者週間」です



(共同募金からの助成金の一部で作成しています。)

編集 NPO法人 埼玉県障害者協議会
編集責任者 田中 一
〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1
埼玉県障害者交流センター内
TEL048 (825) 0707 FAX048 (825) 3070
メールアドレス ssk080321@bz03.plala.or.jp

発行 NPO法人 埼玉県障害者センター
〒330-8522 さいたま市浦和区大原3-10-1
埼玉県障害者交流センター内
TEL・FAX 048 (833) 7027

発売日 毎月10日、20日、30日
定価 一部 100円(購読料は会費に含まれます)

日本オストミー協会第31回全国大会 (創立50周年記念大会) 報告

公益社団法人 日本オストミー協会 埼玉県支部

かっさい まこと
葛西 誠

公益社団法人日本オストミー協会、第31回全国大会（創立50周年記念大会）は、令和元年6月8日、9日、東京都渋谷区国立オリンピック記念青少年総合センターにて、開催されました。会場には2日間で延べ約500人の会員とその家族、賛助会員・医療関係が集まりました。埼玉県支部からも延べ20数名が参加しました。

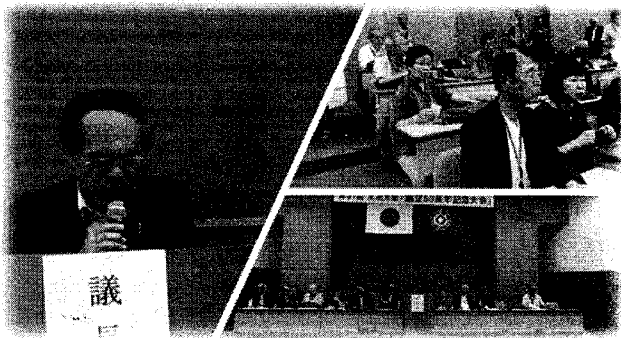
イト全国交流会、引き続いて総会が行われました。二日目にはオープニングに「雅楽」演奏が行われ、引き続き、式典、講演会が行われました。

1日目、支部長会議は、新支部長の紹介のあと二つのテーマで行われました。最初のテーマは「全国大会開催地ブロック」について協議され、次のテーマは「現況報告と課題」について意見交換が行われました。501集会室が傍聴席を含め満員の状況でした。

一方、並行して開催された交流会は、消化器系・泌尿器系ストーマ混合での交流会、若いオストメイト20/40が4会場（402、512、513、514室）にわかれて、「わたしのQOL向上」等、自由意見交換会が行われ、各会合室とも満席でした。特に今年は初めての試みで消化器系・泌尿器を分けずに一体の交流会として、交流が行われ活発な意見が出て有意義な交流会となりました。

大会2日目式典には、来賓に、厚生労働大臣根本匠（代理）、東京都福祉保健局障害者施策推進部部長松山郡司、社会福祉法人日本障害者団体連合会会長阿部和彦、公益社団法人日本オストミー協会顧問医員会進藤和久、日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会理事長幸田圭史、一般社団法人日本創傷・オストミー・失禁管理学会理事長淑徳大学教授

(2ページ目へつづく)



日本オストミー協会は昭和44年、ストーマ造設施設術を受けたオスメイト数名が会合を重ねて、「互いに工夫し体験を語り合い、助け合い支え合っていこう。」と互療会という患者会が原点で、昭和44年7月5日互療会の設立総会をもって発足して以来創立50周年という節目を迎えることになりました。

創立50周年記念大会では、第1日目はセンター棟にて、支部長会議、消化器系ストーマ、泌尿器系ストーマ、および若いオストメ

(1ページ目よりつづく)



田中秀子、三多摩支部顧問医2名、東京支部顧問医2名が参列されました。

関係者に感謝状、表彰状が贈呈されて式典を閉会しました。式典後記念講演、「オストメイトのQOLについて」というテーマで行われました。日本のオストメイト一人一人が幸せなオストメイトになって世界からも羨ましく思われるようなオストメイトになっていただくにはどうしたらよいかを色々考えて、世界一幸せなオストメイトの方向に向くにはどうすればよいかの方向付けについての話についてのパワーポイントでの図解入りでの講演がありました。

二日間に亘って国際交流棟第一ミーティングルームでのオストミー製品展示・各支部活動展示が開催され埼玉県支部からも支部活動パネルを展示しました。埼玉県支部の活動を示した埼玉県支部の歩み・活動報告・会員相互の情報交換・親睦を図るための事業・埼玉県支部のこれからの課題など展示物を会場に掲示しました。講演終了後、【国際交流棟レセプションホール】でレセプションが開催されました。

国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年教育施設のため、昼間のアルコールが禁止されていて、ノンアルコールビール、ウーロン茶、オレンジジュース、コーラ、コーヒーでの「レセプション(reception)」で、アルコール好きには少し物足りないものでなかったかと思われませんが、その代わり料理を堪能し、他地域との交流を深め、来年札幌大会での再会を願って散会しました。

わたしたちは、今!

精神障害者とその家族が
生き生きと生きるために
～偏見から解放されて元気を取り戻す～

埼玉県精神障害者家族会連合会

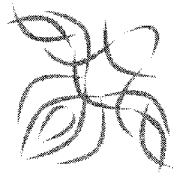
会長 おかだ くみこ 岡田 久実子

昨年から「夜明け前」という映画の上映が始まりました。精神障害者の私宅監置を国が法律(精神病者監護法)で認めていた時代に、その実態調査を行った呉秀三くれしゅうぞう医師が、『わが国十何万の精神病患者は実にこの病を受けたるの不幸の他に、この国に生まれたるの不幸を重ねるものというべし』、『この国は精神障害者への心遣いが足りない国』という言葉を残しています。それから100年が経過した今、精神科病院ができて薬による治療が可能にはなりましたが、強制入院制度、多剤大量処方、安易な身体拘束、保護室への監置など、人権擁護の観点から見直すべき状況が多々あります。私たちは、そのような医療体制とその特異な症状、また衝撃的な事件と精神疾患・精神障害を短絡的に結びつけるような報道等からの根深い偏見に負けることなく、精神障害をもつ人とその家族が生き生きと生きていくことを目指し活動をしています。まずは、私たち家族が偏見から解放され元気を取り戻すための相談活動や心理教育を基礎とした「家族による家族学習会」に取り組みながら、遅れている精神障害者の保健医療福祉制度の改革を目指します。今年度は特に、重度心身障害者医療費助成制度を精神障害者保健福祉手帳2級までに拡大し、精神科以外の医療を安心して受けられることを要望していきます。





交流センター着任にあたって



埼玉県障害者交流センター 所長 いいの 飯野 ただし 正

このたび、4月1日付けで交流センター所長に着任をいたしました飯野でございます。埼玉県障害者協議会の皆様には、日ごろより、交流センターの業務運営に格別のご理解とご支援を賜りまして、心より感謝を申し上げます。

今回、初めて障害者福祉と名の付く仕事を経験することになり、不安もありましたが、交流センター内には団体交流室があり、各団体の皆さんが日々活動をされており、そうした皆様からのサポートに加え、田中代表理事をはじめとして、埼玉県障害者協議会のスタッフの温かいご指導をいただくことができ、大変助けられております。改めて関係者の皆様にお礼を申し上げる次第です。

さて、私が勤務する交流センターは、身体障害者福祉法に基づく「身体障害者福祉センターA型」の施設として、埼玉県が平成2年に埼玉県障害者交流センター条例に基づいて設置した施設です。障害のある方々のスポーツ活動や文化・芸術活動の拠点として、今年で30年目を迎えることができました。今では、年間延べ22万人を超える方々のご利用をいただいております。

交流センターの運営方針は、「どこでも」「つながる」「ささえあう」です。このコンセプトに基づき、障害者のスポーツ・レクリエーション活動や各種の文化・芸術活動の支援、ボランティアの養成

など各種事業に取り組んでおります。

まず、大きな柱の一つであるスポーツ・レクリエーション活動ですが、スポーツ大会などのイベントの開催や健康増進・生涯スポーツプログラムなど日頃から身近にスポーツに触れあえるよう各種のスポーツプログラムを提供しております。

また、二つ目の柱である、文化・芸術活動では、料理教室などの文化教室やパソコン教室、おもちゃ図書館事業などの事業・講座を開催し、障害者が気軽に社会参加できるよう応援しております。

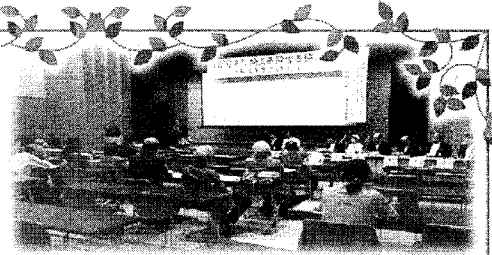
さらに近年では、地域支援事業にも力を入れております。地理的な条件などで当センターに来ることが困難な方もいらっしゃると思います。そこで、当センターの職員が県内各地に出向きまして、福祉機器の展示や相談会をはじめ、折り紙や廃材を利用した創作活動の教室を開催するほか、特別支援学校などにおいて気軽に障害者スポーツに触れあえる機会を提供するなど出前教室の開講に力を入れております。

今後とも、こうした活動をとおして、利用者の皆さまから「利用してよかった」「面白かった」「仲間が増えたよ」と評価していただけるよう施設の運営を心がけていきたいと考えております。私も、そのために微力を尽くして頑張りたいと思います。皆様には、引き続きご支援のほど、よろしくお願いいたします。



令和元年度

第39回総会開催報告



令和元年6月1日にNPO法人埼玉県障害者協議会第39回総会が埼玉県障害者交流センターホールにて開催されました。総会では第1号議案として平成30年度事業報告及び決算、第2号議案として令和元年度事業計画及び予算について報告と説明を行い、それぞれ承認されました。また、今年度は任期2年の役員改選の時期にあたり、第4号議案として新理事・監事選任案を提案し、12名の新たな理事・2名の監事が新役員として承認されました。

今年度は、重要な議案として、平成23年及び平成28年のNPO法改正により、定款の一部改正が必要となり、改正案を第3号議案として提案しました。主な改正点は①会計用語標記の変更（収支計算書方式から活動計算書方式へ変更いたしました）、②みなし総会を定める場合の総会の議決について追加③貸借対照表の公告方法を改正するものです。第3号議案も異議なく可決承認され、第39回総会は参加者の皆さまのご協力で無事終了しました。

NPO法人埼玉県障害者協議会事務局

旧優生保護法に基づく優生手術などを受けた方へ

一時金が支給されます

○平成31年4月24日に、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。

○法に基づき、優生手術等を受けた方に、国から一時金320万円が支払われます。

○対象者や請求手続きについてなど、埼玉県の相談窓口にお問合せください。（プライバシーは守られます。）

<旧優生保護法一時支給法の概要>

次の①または②に該当する人で、現在、生存中の人

対象

- ①昭和23年9月11日～平成8年9月25日の間に、同法に基づき手術を受けた人。（母体保護のみを理由とした手術を除く）
②①の他、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた人（治療を目的とする、優生思想に基づくものでない手術などを除く）

支給

国から一時金320万円が支払われます

一時金受給権は、該当する人からの請求に基づき厚生労働大臣が認定します。認定されると一時金として320万円が支払われます。
請求期限は、法律の施行日から5年以内です。

<相談窓口> ●専用ダイヤル：048-831-2777 ●FAX：048-830-4804

●専用メールアドレス：a3570-12@pref.saitama.lg.jp

※9時～17時（月曜日から金曜日。土・日、祝日、年末年始を除く。）

<問い合わせ先> 埼玉県 保健医療部 健康長寿課 母子保健担当 ☎048-830-3561

◇ 編集後記 ◇

梅雨の時期を通り過ぎ酷暑の到来です。冷夏を望みますが、色々な面で悪影響も懸念され複雑です。人間の体は60パーセント以上が水分だと言われており、適時適切な水分補給を行い明るく・楽しく・元氣よく爽やかな秋を迎えるよう頑張りましょう。（八木田）